

児童養護施設への非常用自家発電設備の設置により、利用者の安全を確保(鹿児島県)

- 令和2年7月豪雨等では、鹿児島県内の各地で被害が発生し、多くの世帯で停電が発生。
- 利用児童の生活の場である児童養護施設で長時間の停電が発生した場合、児童の安全の確保に支障が生じる(特に夏季は、冷房が使えないことで熱中症になるリスクが上昇。)
- 薩摩川内市の児童養護施設においても、令和2年7月豪雨で停電が発生したが、令和元年度の次世代育成支援対策施設整備交付金(3か年緊急対策)で整備した非常用自家発電設備により施設機能を維持し、利用者の安全を確保。

事業	対策内容	事業費	整備期間
児童福祉施設等の非常用自家発電設備整備事業(3か年緊急対策)	台風等の災害における建物被害及び人的被害を最小限に抑えるため、非常用自家発電設備の整備を行う。	約500万円	令和元年度

【位置図】

